

平成 27 年第 2 回臨時会

(第 1 日)

平成 27 年 10 月 29 日

平成 27 年第 2 回平川市議会臨時会議事日程 (第 1 号) 平成 27 年 10 月 29 日 (木)
午前 10 時 00 分開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

第 4 議案上程及び提案理由説明

第 5 議案第 129 号 工事請負契約の一部変更について
議案第 130 号 工事請負契約の一部変更について

第 6 報告第 13 号 専決処分した事項の報告について
・専決第 11 号 損害賠償額の決定及び和解の件について
・専決第 12 号 損害賠償額の決定について

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

○出席議員 (20 名)

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	工藤 貴弘	8	山田 忠利	15	工藤 竹雄
2	工藤 秀一	9	石田 昭弘	16	齋藤 政子
3	福士 稔	10	原田 淳	17	齋藤 律子
4	長内 秀樹	11	桑田 公憲	18	田中 友彦
5	山口 金光	12	大川 登	19	佐藤 雄
6	佐藤 保	13	小野 敬子	20	齋藤 英仁
7	佐藤 寛	14	葛西 清仁	—	—

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による出席者

職 名	氏 名	職 名	氏 名
市 長	長 尾 忠 行	碓ヶ関総合支所長	工 藤 久 富
副 市 長	古 川 洋 文	教育委員会事務局長	小 林 留美子
総 務 部 長	鳴 海 和 正	会 計 管 理 者	工 藤 裕 子
企画財政部長	芳 賀 秀 寿	農業委員会事務局長	須 藤 俊 弘
市民生活部長	須 藤 秀 人	選挙管理委員会事務局長	對 馬 一 俊
健康福祉部長	松 井 靖 子	平川診療所事務長	内 山 勝 徳
経 済 部 長	齋 藤 久世志	碓ヶ関診療所事務長	鈴 木 浩
建 設 部 長	櫻 庭 正 紀	監査委員事務局長	小山内 功 治
水 道 部 長	今 英 明	教育委員会委員長	内 山 浩 子
尾上総合支所長	原 田 耕 一	教 育 長	柴 田 正 人

○出席事務局職員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事 務 局 長	古 川 章 人	主 査	石 岡 奈々子
主幹兼議事係長	浅 原 勉	—	—

午前10時00分 開会及び開議

○議長
(齋藤政子議員)

皆さん、おはようございます。
 ただいまの出席議員は20名で、定足数に達しておりますので、これより平成27年第2回平川市議会臨時会を開会いたします。
 報道関係者及び書記が議場内において、撮影することを許可しておりますので御了承願います。
 直ちに本日の会議を開きます。
 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
 本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、5番、山口金光議員及び6番、佐藤 保議員を指名いたします。
 日程第2、会期の決定を議題とします。

先ほど、議会運営委員会が開催され、本臨時会の日程は本日1日と決定されました。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

日程第3、諸般の報告を議題とします。

市長より、議案第129号、議案第130号、報告第13号の合計3件が提出されました。

議案等の説明のため、市長、副市長、教育委員会委員長、教育長、各関係部長等の出席を求めました。

日程第4、議案上程及び提案理由説明に入ります。

本臨時会に提出されました議案第129号、議案第130号、報告第13号の合計3件を一括議題とし、市長より提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。

(市長登壇)

おはようございます。

ただいま上程いたしました議案の説明に先立ち、一言御挨拶を申し上げます。

先般、開催いたしました平川市健康づくり宣言市民大会には、議員の皆様をはじめ、多くの市民の皆様の参加をいただき、健康長寿のまち青森県ナンバーワンを目指して、大きな一步を踏み出すことができました。これから全市を挙げて、健康づくりに取り組んでいくなかで、市民が主役であるという思いを共有し、自分の健康は自分で守ることを基本に努力を重ねていただきたいと願っています。

それでは、議案の説明をさせていただきます。議案第129号及び議案第130号工事請負契約の一部変更について、提案理由を申し上げます。

本議案は、先般の第2回定例会議案第76号及び第77号をもって議決を得られました、第2期平賀総合運動施設整備1工区及び2工区工事について、工事内容の変更に伴い請負代金に変更が生じたため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第129号は、第2期平賀総合運動施設整備(1工区)工事について、陸上競技場盛土観覧席施工のため丁張を設置したところ、計画通路に十分な幅員が確保できないことが判明したことから、L型擁壁を設置し幅員を確保するため、北側水路沿線の土留工で326万500円。また、弘前地区消防事務組合から、施設内に消火栓を設置するよう指導されたことにより、3基の消火栓を設置するため679万4,300円。計1,005万4,800円を追加し、7億5,525万4,800円へ請負代金を変更するものであります。

○議長

○市長
(長尾忠行)

議案第130号は、第2期平賀総合運動施設整備（2工区）工事について、隣地の地権者から畑の暗渠排水が適正に処理されていないとの申し出があり、これに対する隣地りんご畑の暗渠排水工事で33万8,000円。また、1工区と同様に弘前地区消防事務組合から、施設内に消火栓を設置するよう指導されたことにより、2基の消火栓を設置するため191万9,200円。計225万7,200円を追加し、3億5,649万7,200円へ請負代金を変更するものであります。

以上が本日提出いたしました各議案の概要であります。詳細につきましては、御質問に応じ、本職をはじめ担当部長から御説明申し上げます。議員の皆様には、何とぞ慎重御審議のうえ、原案どおり御議決を賜りますようお願い申し上げます。

続いて、報告第13号専決処分した事項の報告については、地方自治法第180条第2項の規定により、専決処分した事項について報告するものであります。

専決第11号損害賠償額の決定及び和解の件について並びに専決第12号損害賠償額の決定について、専決理由を御説明いたします。

本件はどちらとも、施設管理の瑕疵の事故による損害賠償額の決定等について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分しましたので、御報告申し上げます。

専決第11号の事故の概要については、平成27年6月7日、平川市碓ヶ関白沢32番地1付近の市道において、変形したガードレールが走行中の相手方車両と接触し、損害を与えたものであります。なお、損害賠償額は9万2,983円でありまして、過失割合は市が5割、相手方が5割であります。

次に、専決第12号の事故の概要については、平成27年8月10日、平川市小和森上平田234番地16の小和森小公園において、刈払作業中に小石を飛ばしたことにより、駐車していた相手方車両へ損害を与えたものであります。なお、損害賠償額は17万616円でありまして、過失割合は市が10割であります。

いずれも賠償額については、全額、全国町村会総合賠償補償保険で補てんされるものであります。以上、報告申し上げます。

（市長降壇）

○議長

以上で提案理由の説明は終わりました。

日程第5、議案の審議に入ります。

議案第129号、議案第130号の2件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、本日直ちに審議したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長

異議なしと認めます。

よって、議案第129号、議案第130号の2件は、委員会付託を省略し、

直ちに審議することに決定しました。

議案第129号工事請負契約の一部変更についてを議題とします。

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

15番、工藤竹雄議員。

○15番
(工藤竹雄議員)

先にちょっとあの経緯を述べさせてから、本題に入りたいと思います。

平成25年に基本設計を策定いたしました。そして26年にこの見直しをかかったわけでありまして。その見直しの理由は、簡単に言うと窮屈である。いわゆる観覧席、いまの西側の観覧席、本部席の辺りですね。そういうことでテント張りもできないような状態であることから、その西側と東側の拡幅をいたしたと。そのほかについては修正されていない。そういうふうに私、記憶してました。その点について間違いないのか1点。

そして、運動施設全体の土地の面積、これに変更あったのか。縮小とかいろんな問題あったのか。そのことによって第1工区、第2工区の実施に問題あったのか。合わせて2点であります。

そして、いまの本題であります。第2期平賀総合運動施設整備第1工区、いわゆる陸上競技場北側の水路、L字型の擁壁の問題でありますけれども。計画道路の幅は3メートルと。要するにランニングコース及び維持管理するための作業車の通行するために確保したものであるわけでありまして。なんでその幅員が確保されない設計になったのかというのは一番の疑問なんです。ということは、27年の6月議会では承認された件であります。その原因について報告願います。いまのどご三つほど答弁をお願いいたします。

○議長
○教育委員会事務局長
(小林留美子)

教育委員会事務局長。

はい。議員御指摘の件でございますけれども、確認されたことについては間違いがないものと思っております。

また、6月議会で御承認いただいたものについて、なぜこのようなことになったのかということで、設計変更になってしまったのかという御質問でございますが、それぞれにおいて工事をしていくなかで、適切でなかったことについて変更を行ったということで、御理解をいただきたいと思っております。

○議長
○15番
(工藤竹雄議員)

15番、工藤竹雄議員。

競技場の全体についての、東西についての拡幅はしたけどもそのほかには何ら手を加えていないと。そして面積等についても変更されていないということであるなかで、じゃあ、なぜこうなったのかってことを私は考えた場合に、最初からの基本設計に問題ありと私は考えざるを得ないんです。

ということは、こういうものをつくるためには必ず法部分というのは、法律で認められているのかは建設部長のほうでわがっていると思うんですけども、必ず設けなければならない。水路があつて泥上げするた

めに若干の用水と高さが同じ、それから法面をつくっていくわけです。それから平らにして本来の競技場といえいいか、施設に入るわけですね。これ自体が間違っていたのではないのかっていう、私はそういうふうにして考えているんです。これ間違っているかどうかわかりませんが、わかりませんが、そういうふうには考えざるを得ないです。

そしてもう1点の消火栓の問題。これは消防法、詳しくはわかりませんが、例えば私、いま280平米の倉庫ありますけども、その中に入れる用途もあります。消火器2本、消防に言われて何十年前かいま設置しております。いろんな建物、大きいものについては自家消火器、ホース付いた消火栓も設けなければならないというような状況もあります。当然こういう大きな土地、面積、あるいは施設をつくる不特定多数の人たちが集まる場合の危険性、水路の関係を考えれば、当然私は最初から設置しなければならない問題であると私は考えているんです。

そういうことから、設計者の大変厳しい言葉かもしれないかもしれませんが、常識の欠落ではないのかと。私、この言い方は正しいかどうかはわかりませんが、これについてどうかっていっても、なかなか厳しい答弁かと思えます。私が間違っているならば、それは結構ですけどもね。なかなか厳しい答弁でそこまでは答弁できません、私、思っていることはそれはそれで結構でしょう、それでもいいです。やっぱり、これだけの工事もいままでもいろんなのやってきているなかで、当然の設計者の責任は間違いないものと私はそう思っています。その点について、いま言ったように厳しいかもわかりませんが、一言答弁お願いします。

教育委員会事務局長。

○議長

○教育委員会事務局長（小林留美子）

議員おっしゃる内容についても十分理解できるところでございます。しかしながら、この施設、市民が望んでいる、非常に私たちも一生懸命やっている総合運動施設でございます。どうか順調に工事を進められますよう、これから一生懸命努めてまいりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

（「頑張れ」と呼ぶ者あり）

○議長

○15番（工藤竹雄議員）

15番、工藤竹雄議員。

最後の質問になりますけども、いま答弁いただきましたように多くの市民が望んでいる施設でございます。ですから私たちも、27年6月の定例会においては承認したわけですね。ですからなんでこういうことが起きたのかちゅうことは、私は最初からの設計ミスであるとそう考えざるを得ないんです。

そして、今後についてですけども、設計について厳正に検証して対処することを私は望みたいんですね。この点について、市長の考えをお尋ねするわけでありまして。私、議会において可決されたものがこういう結果になったっていうことは、私は本当は怒りに燃えているんですよ。恐らくその他の議員たちもみんなそうだと思いますよ。

これ総額11億、いま提案されたこれ合計すると11億1,000いくらになりますよ。いま市長就任して何カ月、1年8カ月、最大の事業ですよ。11億円以上ということは。市にとっても大変なことであって、市長にとっても本当に苦痛だと私はそう思っていますよ。そういうことから、設計ミスということは、私はその責任は大きいものがあるのではないかと、というふうに考えているところであります。市長も答弁大変ではあろうとは思いますが、最後、市長の御見解をお尋ねして質問終わります。

○議長
○市長
(長尾忠行)

市長。

工藤竹雄議員御指摘のとおりであろうかと思っております。非常に残念ではありますが、ただ、今般の件に関しましては、今後、厳正にかつ適正に処理して対処してまいりたいというふうに考えておりますので、どうかよろしくお願ひいたします。

○議長
○17番
(齋藤律子議員)

17番、齋藤律子議員。

それではお尋ねをいたします。この第2期の平賀総合運動施設整備工事は、前市長から長尾市長にこうまたがるわけですが、計画が。運動施設はこれ旧平賀町時代の事業で、十数年前から実施されているわけです。ドームとかですね。それで、一応私は、今回はとても工藤議員もおっしゃいましたが、理解できないこの変更だと思っています。理解できないずさんさを感じる変更だと思っています。

それでひとつ経過をですね、この間マイクロニクスに貸している駐車場のことで、長尾市長になってからまず全員協議会などで、説明を受けたりをしました。それは26年の11月17日も受けています。それから26年の8月21日にもまた受けているわけです。そこでいろいろこう前をひもといてみますが、やはりその当時から、やはりこの計画がとてもわかりづらい、納得できないものになっているなど。今回のこういう変更は、当然いままでの経過から考えると、あつて当然かなとこのように思っています。

市長が今回、市長に就任されましたので、ここで出た事態に対しては市長が頭を下げて謝らなければいけないわけです。しかし、前からの計画も、やっぱりこれでは行政に携わるものがこのようなことであつてはならないものと思っています。ですので、市長は実務も担当してきませんでしたので、ちょっと一つ聞きたいことを聞かせていただきます。

まず、これは現教育委員会事務局長も答えられると思いますが、4月からまたこのスタッフが決まったんです。基本設計はいつ、実施設計はいつなのか。まずはそれをお尋ねします。

○議長
○教育委員会事務局長 (小林留美子)
○議長

教育委員会事務局長。

平成24年度に基本設計、25年度に実施設計でございます。

17番、齋藤律子議員。

○17番
(齋藤律子議員)

それは長尾市長の前の計画であります。行ったことであります。それでですね、実施設計、基本設計が議会に示されていないということで、私も一般質問などで取り上げたことがありました。その時もなぜ示さなかったのかということで聞いています。というのは、議会のチェック機能、どこまでがチェック機能果たせるかという、それはまた私たちにも専門性が求められるものでありますけれども、それにしてもやはり、その基本設計や実施設計を議会に示していたら、少しはまたこういう消火栓のこととか、それから出てくるのかなと思います。そのどういうものにするか、本当に基本の基本が示されていないので、私はとてもいま責任を感じております。

それでですね、前任者のこのことを担当していた、現在の企画財政部長にお尋ねをしたいと思いますが、掘り返すわけではいませんが、あなたがいま企画財政部長としているんですが、こういうふうにはまずお金が発生したわけです。なぜそうなったのか、それは一言お聞かせください。なぜそうなったのか、いまの心境ですね、お聞かせください。

○議長

齋藤律子議員に申し上げます。

4月に事務の引継ぎをすべて終わっており、この案件は27年の第2回の定例会で議決されておりますので、契約の一部変更にかかる詳細については、現在の事務局長に御質問されてはと思いますので、よろしくお願ひします。

6番、佐藤議員。

○6番
(佐藤 保議員)

確かに設計ミスと言わざるを得ないかもしれませんが、工事にはこういったことはつきものです。特にこういう運動場の建設に関しては、限られた土地にこう設置するということで、あちこちの運動公園見ますとやはりかなり窮屈で、通路が外側に通っているとかね、近場で言えば大館もそうです。そういう状況もあってかなり苦勞してつくるのはわかるんですけども。

ちょっと私がちょっといま申し上げたいのは、いま教育委員会で御回答なされましたけれど、こう市全体での取り組みはどうなってるんでしょうか。あのプロ集団の建設部もおられますんで、そこら辺の連携とかはうまく取っているんでしょうか。担当されている方、もしかして教育委員会の中の職員なのでしょう。ちょっとそこら辺ちょっと聞きたいです。市全体の土木のプロの目で現場をちょっと見ているのかどうか。そこら辺ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長
(小林留美子)

教育委員会で担当しておりますので、教育委員会の職員、技師もいますので担当しておりますけれども、必要に応じて他部局の応援は得ております。

○議長

6番、佐藤議員。

○6番

齋藤議員が専門性という言葉を使いましたけれども、やはりそういう

- (佐藤 保議員) 随時その土木のプロの目で現場を見ていく必要はあると思いますので、これからもひとつよろしく願いできればと思います。
- 議長 20番、齋藤英仁議員。
- 20番 (齋藤英仁議員) 20番。るるあのこの議会の中で、今後あってはならないことだということを我々議会人は、この問題についてもそういう感覚ではとらえている人が大方だろうと私は思います。ただ、今日ここにおいて、るるどうのこうのとしても始まる問題じゃあないと思います。
- そういう観点から、私は現市長に対して、今後、二度とこういうことが起こらないようなことを考えて、指導していくという答えを答弁いただければ、我々も納得できるんじゃないかということを感じますので、ぜひともこれから市において、るるいろんな大型事業がこれから目白押しに出ることも感じ取られるんで、今後、二度とこういうものが起こらないということを徹底させるという決意のほどが出れば、私は一議員としては納得できる筋合いの問題だろうと。二度とあってはならないんです。そういうことを念頭に市長から答弁をいただいて、私は終わりたいと思います。
- 議長 12番、大川議員。
- 12番 (大川 登議員) 私……、ちょっとお待ちください。
- 議長 ちょっとお待ちください。大川議員、少しお待ちください。市長の答弁を求めています。
- 市長。
- 市長 (長尾忠行) ただいま齋藤英仁議員から御指摘がありましたが、先ほど申し上げましたとおり今回の件は、本当は暗にあってはならないことだというふうに思っております。
- 基本設計、実施設計等を進めてきたなかにあって、あるいは開発許可申請等の時、消火栓に関しては気づかなきゃならないことではあったかというふうに認識しておりますが、今後はこういうふうなことがないように、さまざまな形からチェックを働かせていきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただければというふうに思います。
- 議長 12番、大川議員。
- 12番 (大川 登議員) 私、別に専門家ではないんですが、同じ同業者として申し上げるのですが、こういった土木関係の工事というのは、はっきり言って工事してみないとわからない点というのが随分出てきます。特に土木関係は必ずといっていいほど変更というものがよくよく出てきます。これは専門的にみても、実際やってみないとわからないというところが必ず出てくるものです。ですので、二度ととか、そういったことはどうかおっしゃらないで、できるかぎりという形でやっていただきたいなというふうに思いますので、皆様よろしく願いいたします。何も質問でもありません。
- 議長 答弁はいらないんですね。

○18番
(田中友彦議員)

18番、田中議員。

はい、18番、田中です。

いまこうして臨時議会開いているのは、設計変更があった場合、議会にかけなければならない事項を議会にかけないで工事を進めたという。設計変更があつて当たり前なんですけども、議会にかけなかったことを一言謝ればそれで済むことなんです。議論する必要ないんです。議会軽視と言われれば当たり前のことなんですこれ。議会に二度とこういうことはしませんという一言謝れば。大体この仕事している人たちが間違つて工事を進めさせた、それが一番のダメなことであつて、設計変更があつて当たり前ですよこれ、しかだないですね。ただし、議会にかけなかったというそこが問題なんですよ、今日の問題は。運動場がどうのこのじゃないですよ。議会にかけなかったそれが一番の責任なんです。誰が謝るのかわかりませんが、一言謝れば済むことなんですこれ。以上です。

○議長

ほかにありませんか。

市長。

○市長
(長尾忠行)

いま田中議員のほうから御指摘がございました、いわゆる議会で議決したこの工事に関しては変更があつた場合、自治法上議会で御了解いただければならないということでもあります。他市の例を見ますと、そのいわゆる金額、あるいはパーセントで専決というのにはできておりますが、当市はそういうふうな条例といいますか、それがございませんので議会にかけなきゃならないということでもあります。先般、皆さんに議場じゃなくて説明した時お謝りはしたんですが、今回、改めて議会の正式な手続きを経ずに工事に入ったということに関しまして、お詫びを申し上げたいと思います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論を終わります。

議案第129号工事請負契約の一部変更について採決します。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

○議長

異議がありますので、この採決は起立により採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長

起立多数です。

よつて、議案第129号は原案のとおり可決されました。

○議長
○17番
(齋藤律子議員)

議案第130号工事請負契約の一部変更についてを議題とします。

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

(「議長、17(じゅうしち)番」と呼ぶ者あり)

17番、齋藤律子議員。

17(じゅうなな)番に変更します。

消火栓のことですが、これはいま通った議案にも出てきますが、消火栓は管理棟やトイレがあるので、これを初めから計画してなかったということが、非常にこうおかしいことだなと思っております。

それで、弘前地区消防事務組合になったのはいつなのかお尋ねをしたい思います。弘前地区消防事務組合にいま相談したわけでしょ、このこういう段階になってからですね。変更の段階になってから相談をしましたが、弘前地区消防事務組合が合併したのはいつですか。……それ答えなくていいです。その時期にですね、合併した時に御相談してれば、いま変更しなくても、またここにかけなくてもよかったのかなと思うんですが、これもまたちょっと納得がいかないの、どういふふうに弘前消防事務組合のほうでは、いま消火栓は付けたほうがいいのかという御指導だということですけども、その前はじゃあどうだったのか。それ伺います。

○議長
○教育委員会事務局長(小林留美子)

教育委員会事務局長。

27年に入りまして、弘前地区の消防事務組合に御相談しました。その時のお話によりますと、この消防水利についてはその協議されたその消防事務組合等で協議し、判断するというそういう話がございました。ですので、基本設計の時に当時の消防事務組合、平川の事務組合に協議してどういうことになったかということについては、いまここでは承知できません。

○議長
○17番
(齋藤律子議員)

17番、齋藤律子議員。

じゃあその平川消防の時は、消防法が別にこの消火栓設置しなくてもいいということになっていたのですか。その消防法が変わったとか、それはやっぱり担当の方がわかっていなきやいけない、いまこういう事態になったから調べてることと思いますが、平川の消防の時はじゃあ消防法では設置しなくてもよいとなっていたのか。それだけで結構です、教えてください。

○議長
○教育委員会事務局長(小林留美子)

教育委員会事務局長。

消防法自体は変わっておりませんので、協議して、その消防事務組合のほうからどういう回答を得られるかということでございます。

○議長

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

○議長

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論終わります。

議案第130号工事請負契約の一部変更について採決します。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

○議長

異議がありますので、この採決は起立により採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長

起立多数です。

よって、議案第130号は原案のとおり可決されました。

日程第6、報告案件に入ります。

報告第13号専決処分した事項の報告について。

専決第11号損害賠償額の決定及び和解の件について及び専決第12号損害賠償額の決定について、この2件を一括議題とします。

報告内容については、先ほど、市長から説明がありましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告のみで終わります。

以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

よって、会議を閉じます。

これをもって、平成27年第2回平川市議会臨時会を閉会します。

午前10時41分 閉議及び閉会